

1 主要経済指標

(佐賀県)

(佐賀県)

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在](1)	個人消費		住宅建設	公共工事	鉱工業	賃金・雇用			企業倒産(7)		消費者物価	日本銀行券(9)		手形	県内銀行(11)		年 月
		百貨店・ スーパー 販売額(2)	乗用車新車 登録台数 (3)	新設住宅 着工戸数	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	所定外労 働時間数 (5)	有効求 人倍率 (6)	件 数	金 額	指数 (佐賀市) (8)	発行高	還収高	交換高 (10)	預金残高 [各年・月末]	貸出残高 [各年・月末]	
基準・単位	人	百万円	台	戸	百万円	H27年=100	R2年=100	時間	倍	件	百万円	R2年=100	億円	億円	百万円	億円	億円	基準・単位
令和 2年	811 442	○ 61 490	○ 14 066	4 409	○141 906	93.9	100.0	10.1	○ 1.07	42	5 944	100.0	○ 3 351	○ 196	235 989	28 363	13 892	令和 2年
3	805 721	○ 61 007	○ 12 868	5 112	○147 401	93.2	98.3	10.4	○ 1.26	22	1 795	99.4	○ 3 914	○ 279	213 641	29 910	14 015	3
4	800 511	○ 63 522	○ 13 222	5 050	○126 937	94.3	103.4	9.8	○ 1.36	22	3 156	101.6	○ 4 017	○ 295	172 112	30 670	14 515	4
令和 4年 2月	803 838	4 373	1 119	417	6 529	98.3	85.7	10.6	1.31	2	246	99.9	214	35	15 769	29 579	14 033	令和 4年 2月
3	803 244	4 981	1 651	232	19 893	94.0	89.8	9.7	1.33	4	903	100.3	385	23	18 214	30 844	14 033	3
4	800 678	4 874	794	521	19 622	95.0	88.7	10.6	1.33	2	345	101.2	484	19	13 444	30 542	14 013	4
5	801 036	5 111	740	413	12 927	94.8	89.2	9.4	1.33	-	-	101.4	176	22	22 577	30 717	14 176	5
6	801 241	5 040	983	408	15 610	94.7	154.4	9.2	1.33	1	35	101.5	325	29	20 189	30 836	14 171	6
7	801 250	5 448	1 078	469	20 338	96.7	111.3	9.8	1.35	1	267	101.6	388	11	12 586	30 758	14 229	7
8	801 104	5 319	804	458	12 607	98.6	91.2	9.2	1.34	5	797	101.8	303	26	20 806	30 509	14 480	8
9	800 883	4 855	1 149	435	10 216	90.8	87.3	9.3	1.35	1	60	102.3	338	28	15 024	30 204	14 426	9
10	800 511	5 229	1 020	477	7 944	92.8	85.9	9.5	1.34	1	177	102.9	250	18	13 032	30 320	14 423	10
11	800 138	5 458	1 097	488	8 353	91.4	92.3	10.3	1.38	1	21	103.0	276	14	1 165	30 509	14 439	11
12	799 757	6 869	1 058	449	4 635	87.1	173.2	9.9	1.43	3	270	103.3	735	24	...	30 670	14 515	12
令和 5年 1月	799 276	5 485	1 170	406	4 492	93.4	95.1	10.8	1.39	1	35	103.9	132	48	...	30 428	14 493	令和 5年 1月
2	798 448	4 712	1 357	435	3 507	96.2	86.1	11.0	1.42	2	189	103.1	264	32	...	30 342	14 556	2
3	797 889	5 121	1 972	412	6 681	88.6	93.1	11.7	1.36	5	307	103.5	346	26	...	31 180	14 533	3
4	795 157	5 134	1 012	581	24 242	90.5	91.8	10.7	1.36	3	449	104.3	414	32	...	31 077	14 503	4
5	795 666	5 176	989	292	6 255	94.5	88.4	10.0	1.36	3	242	104.8	174	20	...	31 055	14 693	5
6	795 378	5 121	1 234	378	13 894	96.7	147.6	10.1	1.37	2	368	104.3	420	30	...	31 366	14 710	6
7	795 054	5 663	1 135	577	11 703	90.7	121.2	10.0	1.36	6	472	104.9	334	19	...	31 159	14 724	7
8	794 834	...	1 023	368	8 655	2	20	105.6	427	22	8
9	794 760	9
前月比 (%)	(△ 74)	10.6	△ 9.9	△ 36.2	△ 26.0	△ 6.2	△ 17.9	△ 1.0	(△0.01)	△ 66.7	△ 95.8	0.6	27.7	16.1	...	△ 0.7	0.1	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△6 123)	3.9	27.2	△ 19.7	△ 31.3	△ 6.2	8.9	2.0	(0.01)	△ 60.0	△ 97.5	3.7	40.9	△ 13.6	...	1.3	3.5	前年同月比 (%)
資 料 出 所	県統計分析 課 「佐賀県推 計人口」	九州経済 産業局	佐賀 運輸支局	国土交通省 「建設統計 月報」	西日本建設 業保証(株)	県統計分析 課 「佐賀県鉱工 業指数」	県統計分析課 「毎月勤労統計調査」	佐賀労働局	東京商工リサーチ	県統計分析課 「消費者 物価指数」	日本銀行佐賀事務所	佐賀県 銀行協会	日本銀行福岡支店	資 料 出 所				

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。

(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)の確報値を基礎とし、以降の動態の数値を加減して算出したもの。

(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。

(3) 普通車+小型四輪(軽自動車含まない。)

(4) 季節調整済値。ただし、年計は原指数。前年同月比は原指数を比較したものである。

令和元年7月公表分より平成27年を基準とした指数としている。

それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(5) 事業所規模30人以上。

令和4年1月分公表時から、令和2年を基準とした指数としている。

それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは、改定値となっている。

前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。

(8) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(9) 平成27年7月掲載分から、日本銀行佐賀事務所「佐賀県内銀行受払高時系列データ」による。

(10) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月2日までの集計である。

(11) 国内銀行銀行勘定(ゆうちょ銀行等を除く)。

佐賀県銀行協会の公表終了に伴い、令和5年3月掲載分から日本銀行福岡支店「預金貸出金残高統計/国内銀行」による。

なお、過去の数値も遡及修正している。

(全 国)

(全 国)

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在] (1)	個 人 消 費		住宅建設	設備投資	公共工事	鉱工業	賃 金 ・ 雇 用		企業倒産(7)		貿易(通関) (8)		外 貨 準備高	物価指数		マネーストック	手 形	国内銀行	年 月
		百貨店・ スーパー 販売額 (2)	家計消費 支出 (3)	新設住宅 着工戸数	機械受注額 [船舶・電力 を除く民需]	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	有 効 求人倍率 (6)	件 数	金 額	輸 出	輸 入		国内企業 物 価 (9)	消 費 者 物 価 (10)	(M ₂) 月中平均残高 (11)	交 換 高 (12)	貸出残高 (12)	
基準・単位	万人	百億円	円	千戸	億円	億円	H27年=100	R2年=100	倍	件	億円	億円	億円	百万米ドル	R2=100	R2=100	百億円	百億円	百億円	基準・単位
令和 2年	12 615	○ 1 963	277 926	815	95 570	○153 658	90.6	100.0	○ 1.10	7 779	12 200	683 991	680 108	○1 368 465	100.0	100.0	109 260	13 425	55 444	令和 2年
3	12 550	○ 2 000	279 024	856	102 086	○140 503	95.7	100.3	○ 1.16	6 030	11 507	830 914	848 750	○1 356 071	104.6	99.8	116 266	12 298	56 114	3
4	12 495	○ 2 089	290 865	860	107 418	○139 937	95.6	102.3	○ 1.31	6 428	23 314	981 750	1 181 410	○1 257 061	114.7	102.3	120 121	10 532	58 846	4
令和 4年 2月	12 519	150	257 887	65	7 113	5 897	96.2	84.5	1.21	459	710	71 889	79 005	1 384 573	110.3	100.7	117 890	790	56 171	令和 4年 2月
3	12 510	171	307 261	76	14 299	14 499	96.5	90.7	1.23	593	1 697	84 585	89 234	1 356 071	111.4	101.1	118 332	1 126	56 719	3
4	12 507	162	304 510	76	9 290	20 105	95.1	88.7	1.24	486	813	80 756	89 305	1 322 193	113.2	101.5	120 185	735	56 684	4
5	12 507	168	287 687	67	7 689	12 672	88.0	87.0	1.25	524	874	72 514	96 175	1 329 651	113.3	101.8	120 428	1 140	56 855	5
6	12 510	167	276 885	75	9 875	16 519	96.1	141.9	1.27	546	12 326	86 139	99 889	1 311 254	114.3	101.8	120 782	897	57 225	6
7	12 513	177	285 313	73	8 656	12 924	96.9	118.1	1.28	494	846	87 531	101 750	1 323 034	115.2	102.3	120 880	714	57 455	7
8	12 508	168	289 974	78	8 045	11 562	100.2	87.8	1.31	492	1 114	80 606	108 510	1 292 072	115.7	102.7	120 882	940	57 626	8
9	12 497	163	280 999	74	10 601	12 985	98.5	86.7	1.32	599	1 449	88 177	109 169	1 238 056	116.9	103.1	120 755	842	58 028	9
10	12 495	173	298 006	77	7 745	10 558	95.3	86.4	1.34	596	870	90 013	111 728	1 194 568	118.1	103.7	120 644	703	58 203	10
11	12 491	176	285 947	72	7 770	6 961	95.5	90.5	1.35	581	1 156	88 368	108 688	1 226 332	119.1	103.9	121 249	875	58 393	11
12	12 486	223	328 114	67	9 221	6 283	95.8	178.4	1.36	606	792	87 869	102 455	1 227 576	119.8	104.1	121 283	832	58 846	12
令和 5年 1月	12 475	177	301 646	64	7 438	5 088	90.7	87.0	1.35	570	565	65 506	100 570	1 250 228	119.8	104.7	121 325	803	58 794	令和 5年 1月
2	12 463	158	272 214	64	7 808	8 978	94.9	85.2	1.34	577	966	76 543	85 742	1 226 044	119.4	104.0	120 914	664	58 942	2
3	12 457	177	312 758	74	13 801	15 301	95.9	91.9	1.32	809	1 474	88 240	95 828	1 257 061	119.6	104.4	121 344	1 031	59 303	3
4	r12 455	171	303 076	67	8 741	20 480	105.5	89.4	1.32	610	2 039	82 890	87 253	1 265 414	119.9	105.1	123 269	621	59 358	4
5	12 450	174	286 443	70	7 022	14 163	103.2	89.5	1.31	706	2 787	72 920	86 742	1 254 522	119.2	105.1	123 604	959	59 399	5
6	12 452	175	275 545	71	9 300	18 151	105.7	145.1	1.30	770	1 509	87 438	87 046	1 247 179	119.2	105.2	123 923	912	59 587	6
7	12 456	187	281 736	68	7 527	13 802	103.8	119.4	1.29	758	1 621	87 243	r87 881	1 253 673	r119.3	105.7	r123 889	719	59 746	7
8	12 454	70	...	11 147	760	1 084	79 945	89 323	1 251 171	p119.6	105.9	123 852	...	59 906	8
9	p12 445	9
前月比 (%)	(△ 9)	7.3	2.2	3.3	△ 19.1	△ 19.2	△ 1.8	△ 17.7	(△0.01)	0.3	△ 33.2	△ 8.4	1.6	△ 0.2	0.3	0.3	△ 0.0	△ 21.2	0.3	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△ 52)	5.9	△ 1.3	△ 9.4	△ 13.0	△ 3.6	△ 2.3	1.1	(0.01)	54.5	△ 2.7	△ 0.8	△ 17.7	△ 3.2	3.2	3.2	2.5	0.8	4.0	前年同月比 (%)
資 料	総務省 「人口推計」	経済産業省 「商業動態 統計」	総務省 「家計調査 報告」	国土交通省 「建設統計 月報」	内閣府 「機械受注統 計調査報告」	西日本建設業 保証(株)	経済産業省 「鉱工業生産・出 荷・在庫指数」	厚生労働省 「毎月勤労 統計調査」	厚生労働省 「一般職業 紹介状況」	東京商工リサーチ	財 務 省 「 貿 易 統 計 」	財 務 省 「 外 貨 準 備 等 の 状 況 」	日本銀行 「 企 業 物 価 指 数 」	総務省 「 消 費 者 物 価 指 数 月 報 」	日本銀行 「 主 要 時 系 列 統 計 デ ー タ 表 」	佐賀県銀行 協 会	日本銀行 「 民 間 金 融 機 関 の 資 産 ・ 負 債 」			資 料

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。 pは速報値、rは確報値または改定値。

- (1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査を基準として算出したもの。
- (2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。
- (3) 二人以上の世帯1世帯の1か月当たり消費支出。
- (4) 各年の指数は原指数。各月の指数は季節調整済指数。前年同月比は原指数を比較し、前月比は季節調整済指数を比較したものである。
- (5) 厚生労働省が公表する平成29年1月分の確報から、事業規模別の区分が「30人以上」から「5人以上」に変更になったことを受けて同様の変更を行った。
令和4年1月分公表時から令和2年を基準とした指数としている。
それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。
- (6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは改定値となっている。前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

- (7) 負債総額1,000万円以上。
- (8) 月額は遡及訂正されることがある。
- (9) 令和4年5月公表分より令和2年基準指数を適用。それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。
- (10) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。
- (11) 原則として前年分の確報データがそろった時点で、定例の季節調整替えが行われている。各年の数値は年平均の値。
- (12) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月の数値は、手形交換所分(11月2日まで)と電子交換所分(11月4日以降)の単純合計。令和4年12月以降の数値は電子交換所分。令和4年の数値は手形交換所分と電子交換所分の単純合計。
なお、電子交換所移行後の統計には、一般的には次の内容も対象に含まれる。①法務大臣指定を受けていない手形交換所で交換されていた手形・小切手等、②交換取立に付されず、取立金融機関が支払金融機関の店頭で呈示していた手形・小切手等、③支払金融機関が遠隔地に存在するため取立金融機関が郵送により取立を行っていた手形・小切手等、④個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等